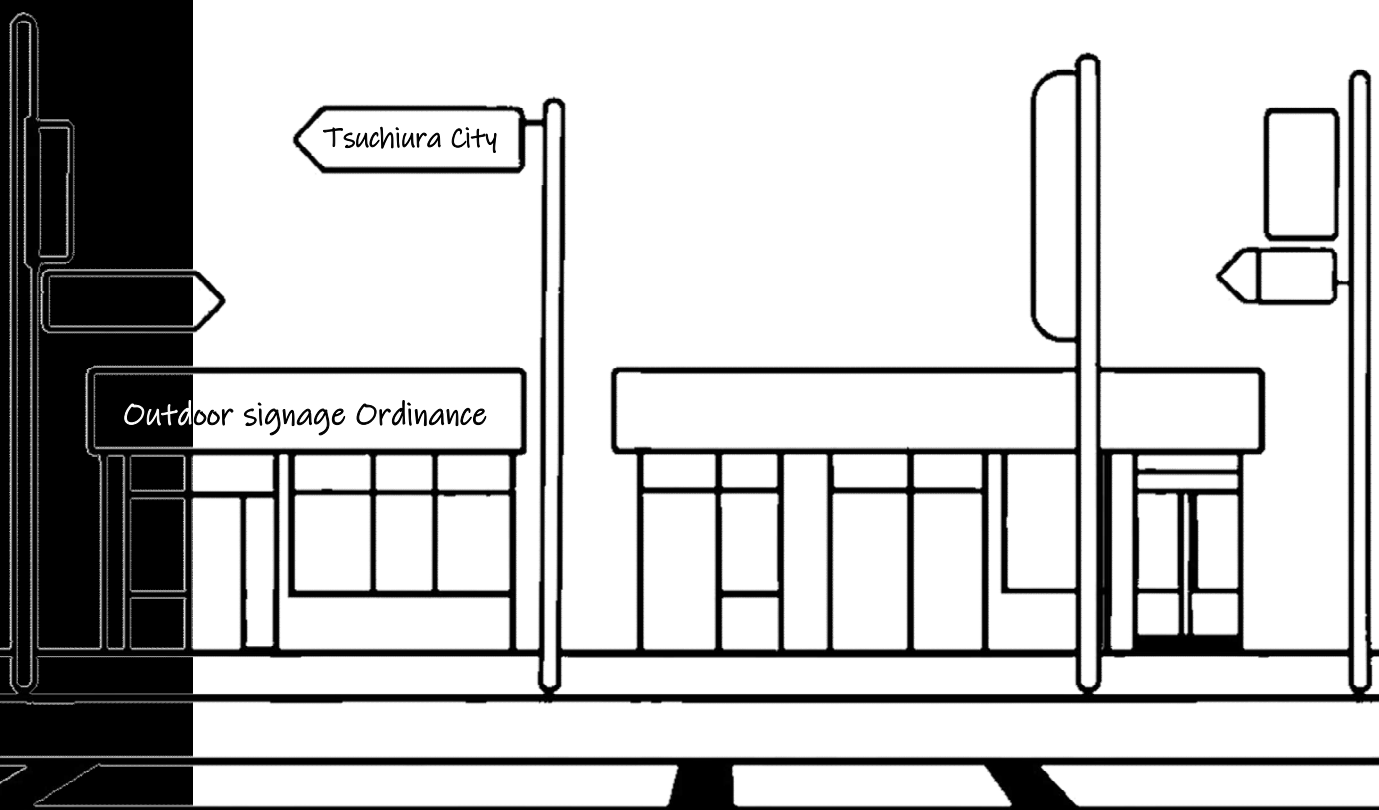




土浦市

屋外広告物条例 の手引き



土浦市
都市政策部 都市計画課

はじめに



土浦市では、土浦市景観計画（平成23年10月1日）に基づき土浦市屋外広告物条例（平成30年4月1日）を定めており、広告物等について必要な規制誘導を行うことで、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を図っています。

屋外広告物とは



屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して」、「屋外で」、「公衆に表示される」ものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

なお、商業広告のみならず、営利を目的としないものも屋外広告物となり、適用除外となるもの以外は全て許可を受けて表示する必要があります。

街中にある屋外広告物の例



屋外広告物に含まれないもの

- 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- 駅や工場、野球場、遊園地等でその構内にいる特定の人を対象とするもの
- 音響広告、サーチライト など

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 野立広告 | ⑤ 建築物利用広告（突出） |
| ② 広告幕 | ⑥ つり下げ看板 |
| ③ 建築物利用広告（壁面） | ⑦ アーチ |
| ④ 建築物利用広告（屋上） | ⑧ 置広告 |

土浦市景観計画との関係

周囲の景観と調和し、良好な景観を創出していくために、土浦市景観計画において建築物や広告物等の景観形成基準が定められています。そのため、屋外広告物を設置する際は**屋外広告物条例の基準を満たした上、土浦市景観計画の基準についても配慮する必要があります。**

特に、大規模な建築物の建築や、市街化調整区域での住宅以外の建築物（店舗や工場・倉庫など）の建築については景観法に基づく届出も必要になるため、施主や建築業者との調整をお願いします（届出対象行為の詳細内容は土浦市景観条例・土浦市景観計画をご確認下さい）。

禁止広告物、禁止物件



禁止広告物はいかなる場合も表示できません。禁止物件には原則として広告物を表示できません。

禁止広告物

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

- 橋りょう、トンネル、高架の工作物、道路の分離帯
- 石垣、よう壁
- 街路樹、路傍樹、保存樹
- 信号機、道路標識、カーブミラー、パーキングメーター、道路情報管理施設、歩道柵、駒止め、里程標
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類
- 銅像、神仏像、記念碑
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- 電柱類へのはり紙、はり札、立看板

地域区分



条例により、屋外広告物が原則として表示できない禁止地域、許可基準を満たすことで表示ができる許可地域を区分しています。地域区分によって許可の可否や許可基準が異なりますので、屋外広告物の表示をする際は**事前に必ず地域区分をご確認ください。**

第1種禁止地域

- 都市計画法の第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、生産緑地地区
- 市民農園の区域
高津農園、摩利山農園、中村西根農園、虫掛農園
- 文化財保護法により指定された建造物の所在する敷地、史跡・名勝・天然記念物の所在する敷地（※）
【建築物】旧茨城県立土浦中学校本館（真鍋四丁目）
【史跡】上高津貝塚（上高津・穴塚）
- 茨城県文化財保護条例により指定された建造物の所在する敷地、史跡・名勝・天然記念物の所在する敷地（※）
【建築物】前野家住宅（永井）、富岡家住宅（白鳥町）、矢口家住宅（中央一丁目）
【史跡】藤原藤房卿遺跡（藤沢）、土浦城跡及び櫓門（中央一丁目）、東城寺経塚群（東城寺）
【天然記念物】真鍋のサクラ（真鍋四丁目）、亀城のシイ（中央一丁目）
- 土浦市文化財保護条例により指定された建造物の所在する敷地、史跡・名勝・天然記念物の所在する敷地（※）
【建築物】郁文館の正門（文京町）、中貫宿本陣（中貫）、善応寺観音堂（真鍋三丁目）、土浦城旧前川口門（中央一丁目）、阿弥陀堂（粕毛）、水天宮本殿（川口二丁目）、等覚寺鐘楼（大手町）、東光寺瑠璃光殿（大手町）、大聖寺山門・四脚門（永国）、鹿島神社本殿・拝殿・鳥居（中村西根）、高野家住宅（神立町）、愛宕神社本拝殿（下高津二丁目）、八坂神社本殿・拝殿・幣殿（真鍋五丁目）、栄稲荷神社本殿附神像及び扁額（桜町二丁目）
- 保安林
- 常磐自動車道及び道路・鉄道の敷地（歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域を除く）
- 都市公園、水郷筑波国定公園の区域、霞ヶ浦
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地
- 古墳の周囲100m及び墓地、社寺、教会及び火葬場の敷地

第2種禁止地域

第1種禁止地域以外の地域又は場所等で、

- 道路及び鉄道から以下の表に定める範囲に該当する地域
- 土浦港の港湾施設内及び駅前広場
- 信号機（歩行者用含む）から10m以内の区域

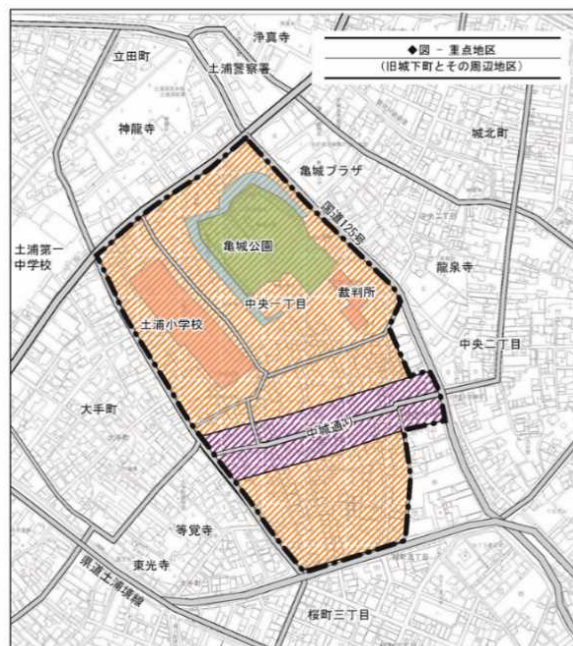
路線	範囲		第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域は除く
常磐自動車道	敷地境界から	500m以内	
国道(6号、125号、354号)	敷地境界から	50m以内	
国道以外の道路	敷地境界から	5m以内	
常磐線	敷地境界から	100m以内	

第1種・第2種・第3種許可地域

- 第1種許可地域 第一種住居地域、第二種住居地域（都市計画法）
- 第2種許可地域 第1種・第2種禁止地域、第1種・第3種許可地域以外の地域
- 第3種許可地域 商業地域（都市計画法）

屋外広告物特別誘導地区（重点的に広告物景観を誘導していく地域）

土浦市景観計画における「旧城下町とその周辺地区」は景観形成重点地区の中でも特に景観に配慮して整備を行っている地区であるため、屋外広告物特別誘導地区に指定し、歴史的景観の維持・保全を図ります。地域区分ごとの許可基準に加え、下記の基準を満たす必要があります。



区分	設置の可否
自家広告物	○
自家以外の広告物	×
アドバルーン	×
屋上利用広告物	×
ネオン・点滅照明等	×
蛍光・発光・反射をする塗料・材料	×

※地域区分はつちうらマップからご確認いただけます。
<https://www.sonicweb-asp.jp/tsuchiura/>



許可基準（共通）



屋外広告物の表示許可を受けるには、以下の表の**共通基準**に加え、広告物の種類ごとに表示面積や位置、色彩等の基準を定めた**個別基準**を満たす必要があります（6～10p参照）。

なお、**禁止地域においては屋外広告物を設置できません**。ただし、自家広告物（自己の店名等を自己の事業所等に表示する広告物）等の社会生活を営む上で最低限必要な広告物は、各基準を満たすことにより**適用除外**として禁止地域や禁止物件にも設置することができます。

地域区分	建築物の床面積	許可を受けて表示可	地上から広告物の上端までの高さ	許可不要 (自家広告物のみ)
第1種禁止地域 (適用除外に限る)	1,000㎡以下	15㎡以下 (1広告物15㎡以下)	31m以下 (市街化調整区域かつ 土浦市景観計画に定める 景観形成重点地区「霞ヶ 浦湖畔地区」、「筑波山 麓地区」に該当する場合 は10m以下)	5㎡以下
	1,000～3,000㎡	30㎡以下 (1広告物15㎡以下)		
	3,000～6,000㎡	60㎡以下 (1広告物15㎡以下)		
	6,000㎡超	90㎡以下 (1広告物15㎡以下)		
第2種禁止地域 (適用除外に限る)		100㎡以下		
第1種許可地域		150㎡以下		10㎡以下
第2種許可地域		制限無し		
第3種許可地域			51m以下	

また、意匠も次のような広告物とする必要があります。

- 広告物をできる限り集約し、裏面・側面・脚部等についても表示面と調和した塗装を行うなど、良好な景観に配慮する
- ネオン管その他の照明を使用する場合は昼間における良好な景観の維持に必要な対策を講じる

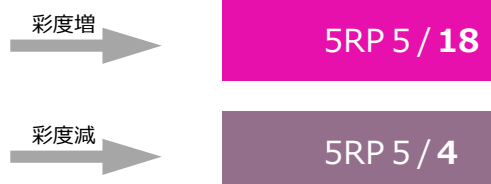
コラム

色彩ってどう見ているの？

土浦市屋外広告物条例や土浦市景観計画の色彩基準は、色彩を表記する尺度として日本産業規格(JIS)で採用された「マンセル表色系」によって定めています。マンセル表色系は色彩を「色相」、「明度」及び「彩度」の3つの属性により表記しており、色の鮮やかさを示す**彩度**の数値を規制対象としています。

〔マンセル表色系による色彩の表記の例〕

5RP 5 / 8
① ② ③
①色相 ②明度 ③彩度
(色合い) (明るさ) (鮮やかさ)



※印刷の都合により、実際の色彩とは一部異なります。



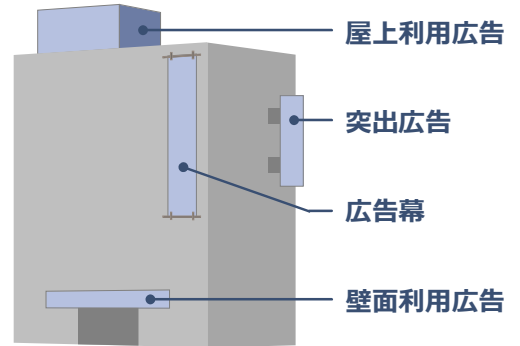
前頁の共通基準を満たした上で、広告物の種類ごとの基準を満たす必要があります。

建築物利用広告

建築物利用広告物は、建築物利用広告に共通の基準と、広告の種類（屋上利用広告、広告幕、突出広告、壁面利用広告）ごとの基準との両方を満たすことが必要です。

また、景観計画に定める彩度の基準(※)を上回る色彩の使用は、建築物を一方向から見た鉛直投影面積の10%以内に抑える必要があります。

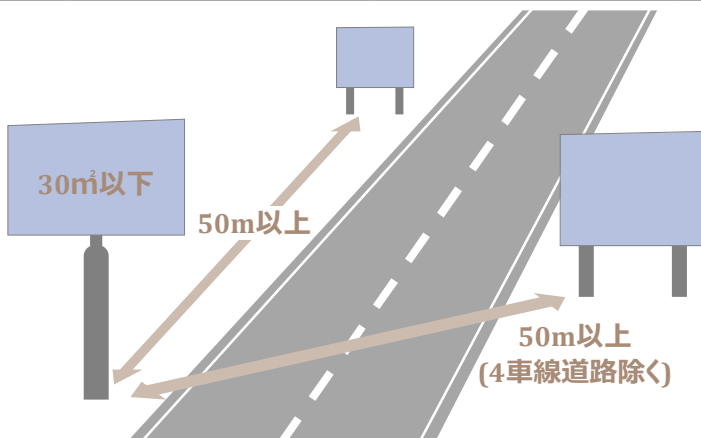
※色相YRの場合彩度6以下、その他の色相の場合彩度4以下



区分		第1種・第2種許可地域 第1種・第2種禁止地域（適用除外に限る）	第3種許可地域
共通	合計面積	表示面積の合計が壁面の合計面積の1/3以下	表示面積の合計が壁面の合計面積の1/2以下
	一面面積	一方向から見た表示面積の合計が壁面面積の1/2以下	一方向から見た表示面積の合計が壁面面積の2/3以下
屋上利用広告	高さ	建築物の高さの2/3以下かつ 木造の場合4m以下 鉄骨の場合20m以下	
	形状	屋上の端から突出させない 支柱や骨組みが露出しないよう外壁等で遮蔽する	
広告幕	高さ	1壁面につき合計50㎡以下かつ壁面面積の1/5以下	1壁面につき合計100㎡以下かつ壁面面積の1/5以下
	形状	壁面の外壁線から突出させない 窓その他開口部を塞がない	
突出広告	高さ	地上から下端までの高さ 歩道有の場合2.5m以上 歩道無の場合4.5m以上	
	形状	壁面からの出幅1m以下	壁面からの出幅1.5m以下かつ 道路への出幅1m以下
壁面利用広告	高さ	1壁面につき合計50㎡以下かつ壁面面積の1/5以下	
	形状	壁面の外郭線から突出させない 窓その他の開口部を塞がない	

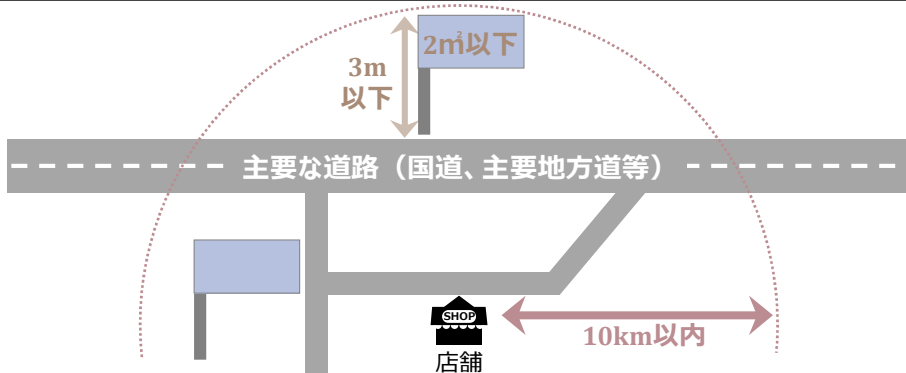
野立広告

区分	第1種禁止地域 (適用除外に限る)	第2種禁止地域 (適用除外に限る)	第1種・第2種 許可地域	第3種許可地域
高さ	10m以下	12m以下 ただし、市街化調整区域、霞ヶ浦湖畔地区（市街化区域の部分を含む）、筑波山麓地区においては10m以下		15m以下
面積	合計 15㎡以下	一面 30㎡以下 合計 100㎡以下	一面 30㎡以下 合計 120㎡以下	
位置	相互間距離不要		他の野立広告からの距離 50m以上 (鉄道沿線の場合100m以上)	
意匠	彩度12を超える色彩は表示面積の1/4以下 広告物の見やすい箇所に、管理者の氏名・連絡先を明記（自家広告物を除く）			色彩の制限なし

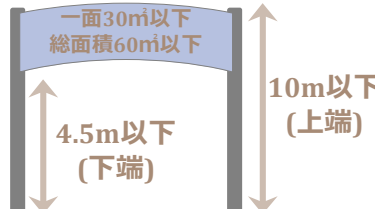
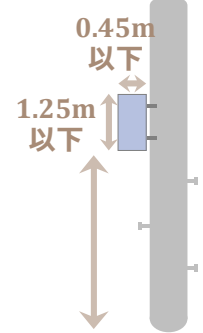
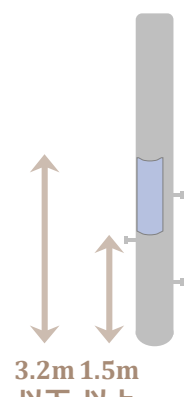


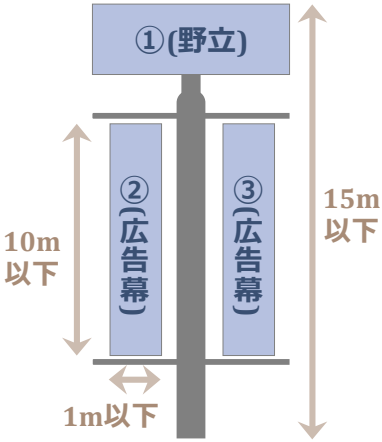
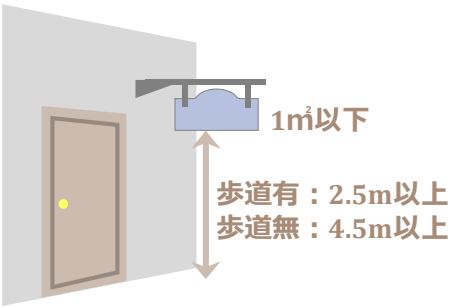
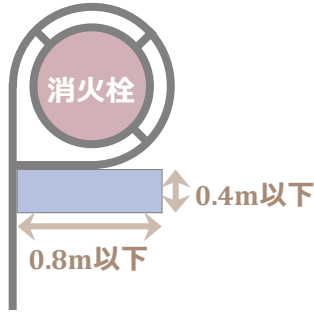
近隣店舗等案内広告

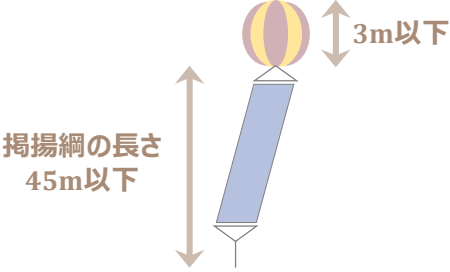


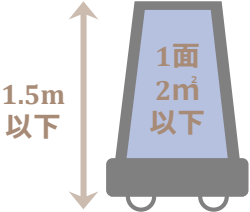
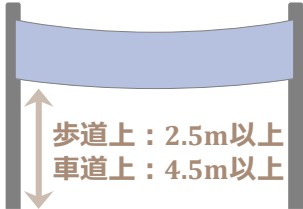
区分	第1種・第2種禁止地域	第1種・第2種・第3種許可地域
高さ	3m以下	
面積	一面 2㎡以下 (3以上の店舗が集合して設置する場合は5㎡以下、1事業所（店舗）あたり3ヶ所まで)	
位置	店舗が主要な道路に面していない等、設置がやむを得ない理由があること 半径10kmの範囲内かつ信号から5m以上離すこと	
意匠	彩度8を超える色彩は表示面積の1/4以下 表示内容は店舗等への案内誘導に係る事項のみ ネオン、点滅照明、回転灯、蛍光・発光塗料や材料を使用しないこと 見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明記	

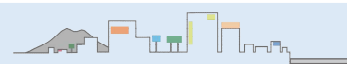


その他の広告物の許可基準

区分	定義	許可基準
はり紙 ポスター	紙等を使用して作製されたものであって、建築物又はその他の物件に表示するもの	1㎡以下
はり札	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物又はその他の物件に表示するもの	0.3㎡
立看板	布、木、金属等を使用して作製されたものであって、建築物又はその他の物件に立て掛けて表示し、又は設置するもの(土地その他物件に建植されるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 樹木や工作物に立て掛けるものは1㎡以下 独立して立てるものは1面の表示面積4㎡以下、表示面積合計8㎡以下
アーチ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、道路を横断してアーチ状に建植され表示するもの(広告幕及び横断幕を除く)	
電柱等利用広告	<p>①電柱袖付広告 木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に支柱をもって取り付けて表示するもの</p> <p>②電柱巻立広告 金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き立てて表示するもの</p> <p>③電柱塗装広告 電柱、街灯柱等に直接ペンキ等を使用して表示するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しない 案内や誘導を目的とする広告であること <p>①電柱袖付広告</p> <ul style="list-style-type: none"> 板面 縦1.25m以下 横0.45m以下 地上からの高さ 歩道有2.5m 歩道無4.5m以上 <p>※歩道と車道の境にある電柱等に取り付ける場合は、歩道に突出すること</p>  <p>歩道有：2.5m以上 歩道無：4.5m以上</p> <p>②電柱巻立広告、③電柱塗装広告</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上からの高さ 下端1.5m以上 上端3.2m以下 <p>※電柱1本につき電柱巻立広告と電柱塗装広告を合わせて表示しない</p>  <p>3.2m 1.5m 以下 以上</p>

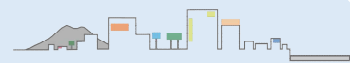
区分	定義	許可基準
<p>広告幕</p>	<p>布、網等を使用して作製されたものであって、工作物等を利用して掲出されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長さ10m以下、幅1m以下、高さ15m以下、3枚以下 自家広告物であること 野立広告物を併せて表示する場合は、一面の面積が30㎡以下かつ総表示面積（①＋②＋③）が120㎡以下 
<p>つり下げ広告</p>	<p>木、金属等の材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の物件につり下げて表示するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1面の表示面積1㎡以下 地上からの高さ 歩道有2.5m以上 歩道無4.5m以上 
<p>標識広告</p>	<p>金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、停留所標識その他これに類するものを利用して表示するもの</p>	
<p>電光ニュース・ビジュアルボード等</p>	<p>電光等をもって文字、画像、映像その他の変化する広告内容を表示するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野立広告として表示する場合は野立広告、建築物を利用する場合は建築物利用広告の基準に適合すること 屋外広告物特別誘導地区での表示不可 集合野立広告での表示不可

区分	定義	許可基準
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し、その綱を利用して又は気球に表示するもの	
車体利用広告	電車、バスその他の車両を利用して表示するもの	
広告旗	布等を使用して作製された旗状のものであって、ポールを固定して表示するもの	
置広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、地面上に置いて表示するもの	
横断幕	道路を横断して表示する広告幕	



区分	許可期間	手数料
建築物利用広告	3年以内	照明無し 300円/㎡ 照明有り 400円/㎡
野立広告	3年以内	照明無し 300円/㎡ 照明有り 400円/㎡
近隣店舗等案内広告	3年以内	照明無し 800円/2㎡ 照明有り 900円/2㎡
はり紙・ポスター	1月以内	300円/50枚
はり札	1年以内	500円/10枚
立看板	3月以内	300円/枚
アーチ	3年以内	照明無し 300円/㎡ 照明有り 400円/㎡
電柱等利用広告	1年以内	300円/枚
広告幕 (建築物利用広告幕含む)	3年以内	800円/枚
つり下げ広告	1年以内	450円/枚
標識広告	1年以内	300円/枚
電光ニュース・ビジュアルボード等	3年以内	6,000円/基
アドバルーン	1月以内	1,700円/個
車体利用広告	3年以内	650円/3㎡
広告旗	1年以内	500円/枚
置広告	3年以内	1,000円/基
横断幕	1月以内	650円/枚

適用除外

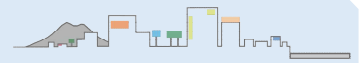


No.	種 類	禁止地域	禁止物件	許可申請	条件・備考等
1	法令の規定により表示し、又は設置する広告物等	○	○	不要	
2	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等	○	○	不要	
3	公職選挙法に基づく選挙運動のために表示し、又は設置する広告物等	○	○	不要	
4	自己管理地広告物等	○	○	不要	合計1㎡以下
5	公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を表示する広告物	○	○	不要	1物件1個、表示面積の1/20以下かつ0.5㎡以下（表示面が5㎡以下の場合は1/4以下かつ0.25㎡以下）
6	煙突、タンクの類に表示する広告物で宣伝の用に供さないもの	○	○	不要	周囲の景観と調和した絵画等が対象
7	冠婚葬祭等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等	○	×	不要	7日間
8	工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で宣伝の用に供さないもの	○	-	不要	
9	講演会、展覧会、音楽会等のため、これらの会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等	○	×	不要	
10	電車又は自動車に表示する広告物（15㎡以下の小面積のもの）	○	-	不要	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスには表示不可 蛍光・反射材は使用不可
11	使用の本拠の位置が本市の区域外の区域内に存する自動車に、当該区域において適用される都道府県等の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物	○	-	不要	
12	人、動物、電車・自動車を除く車両、船舶、航空機等に表示する広告物	○	-	不要	
13	地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	-	不要	
14	町内会、自治会等が地域の安全や公共の利益のために設置するもの	○	×	不要	<ul style="list-style-type: none"> 1面2㎡・高さ3m以下 ネオン、点滅照明、回転灯、蛍光・反射材は使用不可
15	電車又は自動車に表示する広告物で規則で定める基準により許可を受けて表示するもの（15㎡超の面積のもの）	○	-	要	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスには表示不可 蛍光・反射材は使用不可
16	道標、案内図板その他公共的目的をもつ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等	○	×	要	<ul style="list-style-type: none"> 1面5㎡・高さ5m以下 信号機から5m以上離す ネオン、点滅照明、回転灯、蛍光・反射材使用不可 見やすい箇所に管理者の氏名・連絡先を明示

No.	種 類	禁止地域	禁止物件	許可申請	条件・備考等
17	交差点付近に設置される集約された広告物（集合野立広告物）	○	×	要	本ページ下段参照
18	公共団体等がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき表示するもの	○	○	要	<ul style="list-style-type: none"> 道路清掃・美化 街灯、ベンチ、上屋整備又は管理 公共団体と地域住民等とが実施主体となる催事 通行者・利用者の利便性向上、地域活性化、賑わいの創出に寄与するもの 防犯等の公共的取組 等
19	市が管理する公共施設の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する施設に表示するもの	○	○	要	

集合野立広告（設置にあたっては必ず事前相談をお願いいたします）

高 さ 面 積	<ul style="list-style-type: none"> 最高高さ5m以下 全体で30㎡以内（構成する個別の広告は5㎡以上10㎡以下） 1管理者あたり設置面積10㎡以内 	<p>全体30㎡以下</p> <p>5m以下</p> <p>間隔 20cm以下</p>
位 置	<ul style="list-style-type: none"> 住居専用地域を除く地域内の、幅員12m以上の道路同士が平面交差する交差点の角から20mの範囲 ※野立広告物の相互間距離50mは適用しない 	<p>20m</p> <p>20m</p> <p>交差・接続点を中心として各角等に1基ずつ（枝数分）設置可</p>
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> 広告物同士を水平方向・鉛直方向どちらも20cm以内に近接させる 外側になる辺の位置を合わせるようにする 表示面積の1/4を超えて彩度12を超える色彩を使用しない 躯体が一体である必要は無いが、支柱等が板面から大きく外側に張り出すもの、歩行者通行等に支障のあるもの、強度が確保できないものとならないようにする 板面は全て同一方向に向けて表示する 支柱等の色が周辺環境に調和するように配慮する ネオン・点滅照明、蛍光・発光・反射をする塗料や材料を使用しない 	



管理義務

広告物を表示する場合は、管理者を置かなければいけません（はり紙・ポスター、はり札、立看板、アドバルーン、横断幕は除く）。広告物を表示する者や管理者は、広告物の補修や必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持する必要があります。

管理者の要件

- 茨城県屋外広告物条例の規定による屋外広告業の登録を受けている
 - 都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了している（茨城県外も可）
 - 屋外広告士の資格に合格している
 - 職業訓練指導員免許（広告美術仕上げ）を所持し技能試験に合格している
 - 職業訓練指導員免許（広告美術仕上げ）を所持し職業訓練を修了している
- ただし、高さ4mを超える広告板等は、次の資格を持つ方でなければ安全点検ができません。
- 屋外広告士
 - 屋外広告物点検技能講習修了者
 - 建築士（一級、二級、木造）
 - 特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）

除却義務

広告物の許可期間が満了したとき、許可が取消されたとき、表示が必要でなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

また、除却したときにはその旨を除却届出書（様式第12号）により届出なければなりません。
※自然災害等で屋外広告物が滅失した際には、滅失届出書（様式第11号）でその旨を届け出て下さい。周囲に飛散するなどの二次災害につながらないように、十分に安全対策をとってください。

屋外広告業の登録義務

茨城県で屋外広告業を営む方は、茨城県知事の登録を受けることが必要です。登録に関するお問い合わせ窓口は**茨城県都市計画課**です。

違反に対する措置

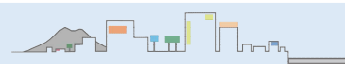


市では、土浦市違反広告物是正指導計画に基づき、是正指導路線を指定した上、違反広告物に対する公平な是正指導を行っています。是正指導に従わず、違反広告物の表示を継続する事業者等に対しては、条例に基づき勧告・公表等の措置を行うことがあります。

また、以下により**土浦市屋外広告物条例に違反した事業者等は、100万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。**

- 禁止地域や禁止物件の規定に違反して広告物を表示したとき
- 許可を受けずに広告物を表示したとき
- 許可を受けずに広告物の変更・改造を行ったとき
- 広告物を除却しなければならないときに、除却しなかったとき
- 違反に対する措置命令に従わなかったとき
- 報告をしない若しくは虚偽の報告をしたり、検査や質問に対して拒否や忌避、虚偽の答弁をしたとき

許可申請手続きの流れ



申請の種類により次の各節のとおり手続きを行ってください。

なお、郵送により手続きを行う場合は、申請書に加え**返信用封筒を2部**（申請手数料納付書送付用1部、許可書送付用1部）を送付してください。

新規申請

調査・ 事前協議

設置場所予定場所の地域区分や許可基準等を確認してください。
場合によっては他法令の手続きが必要になる場合があります（高さが4mを超える広告塔・広告板等は建築基準法に基づく建築確認が必要です）。
許可申請に先立って、市へ図面等の確認を希望する方は
事前相談フォームをご利用ください。



事前相談フォーム

許可申請

以下の書類により、設置予定日の30日前までに許可申請をしてください。

- 屋外広告物表示許可申請書（様式第1号）
- 設置場所の位置図（見取図）、カラー写真、仕様書・意匠図・構造図等
- （近隣店舗等案内広告の場合）既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面
- （建築物利用広告の場合）建築物との位置関係の分かる立面図等
- （管理者が必要な場合）資格証明の写し

審査・許可 手続(市)

申請書類を審査し、許可基準を満たしていることが確認できた場合、申請手数料の納付書を送付します。
納付が確認でき次第、許可書を交付します。

屋外広告物の設置

継続表示許可申請

許可期間満了後も屋外広告物の表示を継続する場合、許可期間満了日の2週間前までに以下の書類により継続表示許可申請をしてください。

- 屋外広告物継続表示等許可申請書（様式第6号）
- 安全点検報告書（様式第7号）
- カラー写真（申請日から3か月前までに撮影したもの）
- （管理者が必要な場合）資格証明の写し

変更許可申請

許可期間中に意匠の変更等を行う場合、変更等を行う日の30日前までに以下の書類により変更許可申請をしてください。

- 屋外広告物（変更・改造・移転）許可申請書（様式第4号）
- 変更後の意匠図・構造図等
- カラー写真（申請日から3か月前までに撮影したもの）
- （建築物利用広告の場合）建築物との位置関係の分かる立面図等

問い合わせ先

土浦市役所都市政策部都市計画課（計画係）

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

TEL 029-826-1111（内線2361）

FAX 029-826-3401

e-mail toshikei@city.tsuchiura.lg.jp